災害見舞金支給要綱

昭和61年2月25日 60 長職互第 55 号

[沿革] 平成4年5月19日一部改正 平成17年3月31日一部改正

平成25年3月18日一部改正

(目的)

第 1 この要綱は、一般財団法人長野県職員互助会給付貸付規程に基づく災害見舞金(以下「見舞金」 という。)の支給に関し、必要な事項を定め、もって事務の適正な処理を図ることを目的とする。 (給付の額)

- 第2 見舞金は、損害の程度に応じ次のとおり支給する。
 - (1) 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき(同程度の損害を受けた時を含む。)

300,000円

(2) 住居又は家財の1/2以上が焼失又は滅失したとき(同程度の損害を受けた時を含む。)

200,000円

(3) 住居又は家財の 1/3 以上が焼失又は滅失したとき(同程度の損害を受けた時を含む。)又は床 上浸水したとき 100,000円

(請求手続)

第3 見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金請求書(様式第17号)に羅災の事実を証する市 町村長又は警察署長の証明書又はその写を添えて、理事長に提出しなければならない。

(見舞金の支給)

第 4 理事長は、災害見舞金請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、見舞金の額を決定し見 舞金を支給する。

(その他)

第5 この要綱に定めのない事項については、理事長の定めによるところによる。

附 則 (昭和61年2月19日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月19日)

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年3月31日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。